

平成17年第5回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成17年11月15日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成17年11月15日（火）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第244号から議案第256号まで
- 第 4 議案第257号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（59名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	白木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
21番	欠員	22番	岩崎隆寿君
23番	高野庄嗣君	24番	羽入高行君
25番	中村良夫君	26番	石塚一雄君
27番	若林直樹君	28番	田中文夫君
29番	金子健治君	30番	村川四郎君
31番	高野正道君	32番	名畑清一君
33番	志和正敏君	34番	金山教勇君
35番	臼木善祥君	36番	渡邊庚二君
37番	佐藤孝君	38番	金光英晴君
39番	葛西博之君	40番	猪股文彦君
41番	川上龍一君	42番	本間千佳子君
43番	大場慶親君	44番	金子克己君

45番	本間	武雄	君	46番	根岸	勇雄	君
47番	牧野	秀夫	君	48番	近藤	和義	君
49番	熊谷		君	50番	本間	勇作	君
51番	祝	優雄	君	52番	兵庫		君
53番	梅澤	雅廣	君	54番	竹内	道廣	君
55番	渡部	幹雄	君	56番	大澤	祐治郎	君
57番	肥田	利夫	君	58番	加賀	博昭	君
59番	岩野	一則	君	60番	浜口	鶴蔵	君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野	宏一郎	君	助役	大竹	幸一	君
助役	親松	東一	君	総務課長	齋藤	英夫	君
財政課長	浅井	賀康	君	市民課長	青木	典茂	君
企画情報課長	中川	義弘	君	社会福祉課長	熊谷	英男	君
環境保健課長	大川	剛史	君	医療課長	木村	和彦	君
農林水産課長	佐々木	文昭	君	観光商工課長	市川		君
建設課長	佐藤	一富	君	水道課長	田畑	孝雄	君
会計課長	粕谷	達男	君	選管・監査事務局長	菊地	賢一	君
農業委員会事務局長	渡辺	兵三郎	君	教育長	石瀬	佳弘	君
教育委員長	豊原	久夫	君	教育委員会教育長	鹿野	一雄	君
教育委員会生涯学習課長	坂本	孝明	君	選挙管理委員会選管委員長	林	千隆	君
代査委員	清水	一次	君	消防長	加藤	侑作	君
両津支所長	末武	正義	君	相川支所長	大平	三夫	君
佐和田支所長	清水	紀治	君	新穂支所長	斎藤		君
畑野支所長	荒	芳信	君	真野支所長	山本	真澄	君
小木支所長	斉藤		君	羽茂支所長	古田	英明	君
赤泊支所長	渡辺	邦生	君				

事務局職員出席者

事務局長	佐々木	均	君	事務局次長	山田	富巳夫	君
議事係長	中川	雅史	君	議事係	松塚	洋樹	君

午前10時00分 開会・開議

○議長（浜口鶴蔵君） おはようございます。ただいまの出席議員58名、定足数に達しておりますので、平成17年第5回佐渡市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、10番、臼木優君、49番、熊谷実君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

猪股議会運営委員長。

〔議会運営委員長 猪股文彦君登壇〕

○議会運営委員長（猪股文彦君） 第5回臨時会について、昨日の議会運営委員会で決しましたことをご報告申し上げます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名。日程第2、会期日程の決定でございますが、会期は本日1日といたします。次に、日程第3、議案第244号から議案第256号まで。主な内容は、人事院勧告に伴う給与改定等による補正予算及び条例改正であります。議案の上程・提案理由の説明の後、議案に対する質疑、委員会付託を行います。日程第4、議案第257号。これは、佐渡市一般会計決算及び特別会計決算の認定についてであります。上程の後、提案理由の説明、質疑を行った後、委員会付託といたします。その後各常任委員会が開催されまして、委員会採決後、委員長報告配付、委員長質疑の通告等を行いました後、本日採決の本会議ということになりますが、時間につきましては、精力的な審査をしていただきまして、午後3時をめぐりということですが、一応めんどでございますので、そのようにご承知おき願いたいと思います。

以上。

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第244号から議案第256号まで

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第3、議案第244号から議案第256号まで一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、議長からお許し得ましたので、議案の説明をいたします。

議案第244号、議案第245号及び議案第246号につきましては、同趣旨の議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第244号 佐渡市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第245号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第246号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3議案は、平成17年度人事院勧告による国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、平成17年10月28日に可決、成立されたことに伴い、これに準じて本市特別職の職員、教育長及び議会議員の期末手当に関し、条例の一部改正を行うものであります。その改正内容は、国の指定職職員の期末特別手当の改定に準じて、本年度12月期の期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、年間期末手当支給月数を現行の3.3月から3.35月に引き上げるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第247号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成17年度人事院勧告による国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、平成17年10月28日に可決、成立されたことに伴い、これに準じて本市職員の給与に関する条例の一部改正を行うものであります。その主な改正内容であります。12月1日から一般職の職員の給料月額を平均0.3%引き下げる給料表の改定を行うこと。扶養手当における配偶者の手当を現行の1万3,500円から1万3,000円に引き下げること。また、民間の支給割合との均衡を図るため、12月期の勤勉手当の支給月数を0.05カ月引き上げることであり、加えて本年12月の期末手当において、本年4月から11月までの給料、期末勤勉手当等の官民格差相当分0.36%を解消させるため、所要の減額調整措置を講ずることの改正であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第248号 平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ229万1,000円を追加し、予算総額を515億4,763万1,000円とするものであります。内容について申し上げますと、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の改正に準じて、本市職員の給与に関する条例等の一部改正を行うことに伴い、人件費についての補正を行うものであります。また、相川地区住民税均等割に係る過誤納還付金及び税外収入等返還金についても今回あわせて補正を行うものであります。

歳出における目的別の主な構成状況は、総務費が523万8,000円の増、議会費が88万3,000円の増、民生費が102万5,000円の減、消防費が98万4,000円の減、その他となっております。その充当財源としましては、地方交付税が229万1,000円の増となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第249号から議案第254号までについては、同趣旨の議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第249号 平成17年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第250号 平成17年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第3号）について、議案第251号 平成17年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第252号 平成17年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、議案第253号 平成17年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について、議案第254号 平成17年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。以上6特別会計補正予算は、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の改正に準じて、本市職員の給与に関する条例等の一部改正を行うことに伴い、各特別会計において人件費についての補正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第255号及び議案第256号は、同趣旨の議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第255号 平成17年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について、議案第256号 平成17年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について。以上2公営企業会計補正予算案は、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の改正に準じて、本市職員の給与に関する条例等の一部改正を行うことに伴い、各公営企業会計において人件費についての補正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第244号 佐渡市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） これだけ多い議員を抱えて、議員の職責をそれほど果たしていないのに、なぜここへ来て期末手当を上げる必要性があるのか。だれに指示をされて、ここで期末手当を上げる必要性があったのか。何のために上げる必要だったのか、これをちょっと述べてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今回議会議員の期末手当の関係につきましては、本年8月の15日人事院勧告が出されました。その中で出されました内容につきましては、基本給につきましては官民格差があるということでマイナス改定ということでありましたが、特別給、いわゆるボーナスにつきましては、民間が公務を上回っているということで0.05カ月引き上げるという勧告が出されたものであります。人事院勧告につきましては、私ども人事委員会を持たない地方公共団体におきましては、人事院勧告を尊重するという立場でこれまで進めてまいりました。その関係で、人事院勧告を尊重する立場から、今回議員、そして特別職の関係についても所要の改正を行いたいということで提案をさせていただいたものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） それであるなら、これは条例を介して我々上げなんです。職員が人事院勧告で上げるということになったから、議員のもついでに一緒に上げるのだ、お手盛りと言われますよ。特別職の

報酬等審議会というものを何のために設けているの。本来であればその諮問を経る。そんなことやればお手盛りです。職員のを認めてやるかわりに議員のも上げるかという話ですよ。だから私言うたでしょう、審議会の設置は常設だと。こういうのをやるときには、審議会にまず諮問をする。答申を得てこのことをやるというのが妥当性があることですよ。だから、審議会の常設をしなさいと言うのに、市長が必要と認めたときに開催すればいいのだと、こう言うてやって、その結果がこれでしょう。これではお手盛りと言われますよ。条例を変えねばならぬですよ、これ。うちは諮問をしたらそういう結果になると限りませんか。いや、人勸で職員のをやむなしと認めても、議員は60人もおるのだから、これは我慢してもらわんかという答申出るかもわからぬでしょう。それに準じてみんながこうやっている、それに準じて上げていくと。だから、審議会に1回諮ってきて、その答申を得て、これこれこうしましたというのが妥当性のあるものではないのですか。どうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今ほどのご意見につきましては、基本給の部分につきましては、おっしゃるとおり特別職報酬等審議会での議ということになるわけですが、今回期末手当、人事院勧告で改定の内容があったものについては基本給引き下げと、それから特別手当の引き上げということでありまして、議員及び特別職の関係につきましては、本法にはふれることなく期末手当の引き上げということでありました関係上そうさせてもらったものでありますが、特別職報酬審議会の関係につきましては別途検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 3回目ですから、まして私の所管でもありますから、やめますが、「報酬等」、「等」についての審議会ですよ。報酬だけのことをやるためになったら、市議会議員の報酬のための審議会がいいのだ。なぜ「等」をつけておるか、なぜ「等」を。その中には当然政務調査費も含まれるのでしよう。議員に支給するものを「等」でくくっておるのでしよう、「報酬等」という言葉で。私は、こういうものは当然諮問に上げてくるのが当たり前だと思うのです。これ以上は言いませんけれども。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） ダブらないことでちょっとお聞きをしておきたいのですが、そこで聞きたいのはこういうことなのです。前に佐渡市でなかったころですけれども、逆に期末手当を引き下げるというときには、議員のやつは引き下げたという経過があるわけです。だから、そこでちょっとお聞きしたいのですが、一体人事院勧告は、特別職の期末手当については、どういうふうにふれておるのですか。まず、この1点を先聞かせてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

人事院総裁の談話といたしましては、この関係につきましては、先ほど申しあげましたように民間が公務を上回っているため、0.05カ月分引き上げることとしましたということでありまして、その指定される範囲ということについては人事院規則で定められておるわけでありまして、それ以外のことについてはふれ

てはおりません。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） ふれていないわけですよね。そこで、先ほど総務課長は、これはちょっと口が滑ったのだと思うのですけれども、報酬等審議会については別途考えると、こういうふうには話ありましたが、これは考えるいとまがないのです。本日1日が会期なのです。だから、それはできないということになります。さっきの答弁は取り消しますか。どうします。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

先ほど特別職報酬等審議会の関係につきましては、今後の検討課題ということで考えております。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） そうすると、まず人事院は特別職のことについてふれない、なかんずく議会のことについてはふれていないと、こう言っておるのですね、まず1点は。次に、報酬等審議会においてやるかどうかは今後検討すると、こういうことになっておるわけです。そうすると、今回のどうしたらいいのだろうかということになっておりますが、ただ一つ、このことについては専決等でやってはならぬよということが指示されておるわけです。そうすると、専決でやってはならないということと、前段人事院勧告は議員のことについてはふれていないということと、もう一つは報酬等審議会についても今後検討すると、こういうふうになってくると、議会としてはこれを議決するというにいきさかちゅうちよする面があるのですが、条例の改正は提案権が市長の方にあるわけですからあれですが、一体あなたたちはその配慮がなかったというふうに今考えていますか。つまり報酬等なのです。報酬等審議会なのですから、これについては報酬等審議会というものを開いて協議をいただかなければならなかったというふうに考えておるかどうか。これは、総務課長ではだめなのです。市長から最後に見解をお伺いしておきたいと思えます。これは、これからの私どもの委員会審査にかかわることですので、まず市長の見解をお聞きしておきたいと思えます。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 非常に微妙なあれなので、今ご答弁申し上げるのは、現在までは旧市町村の慣例で確かに報酬等とあるわけでございますけれども、審議会に諮りませんでした。審議会が竹内議員が言われたように現在設置されておられませんので、今後については当然検討するに当然検討していかなければいかんというふうに思っています。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） この問題について人事院勧告ということを盛んに言われておりますが、これは国家公務員を一定の拘束することであって、地方公務員に対しては人事院勧告が即拘束するものではないと思えますけれども、これは人事院勧告は即地方公務員等にも拘束されるものとお考えですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えいたします。

即拘束されるというふうには考えておりません。これまでも私ども地方公務員の、特に人事委員会を置いていない地方公共団体の場合につきましては、人事院勧告を尊重していくという立場をとってまいりましたし、佐渡市においてもこの人事院勧告を尊重して進めていきたいというふうな考え方から今おるわけであります。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 両津市時代にこの問題が出たときに、私は各自治体が独自に、財政事情が違うわけではないですか。ここに新潟日報の11月9日付の各決算書の一覧表が出ております。この決算書が赤字団体へ転落しているところも、人事院の勧告だからといってそのままそれを踏襲するというのは間違いだと思ふのです。佐渡市は、独自の財政計画を立てる。合併時の財政計画そのものが間違っていたというのか、大きく狂ってきて大変なことになっているときに、何もかにも人事院の勧告がやったから我々もそれに沿うというのは、完全な間違いだと思ふのです。両津市時代当時の市山助役は、今後はそういう考え方に立たざるを得ないのではないかと回答をされましたけれども、今回提案されておるわけですから、これを引っ込めとは言いませんけれども、今後佐渡市独自の考え方に立たなければ、何でもかんでも人事院勧告。人事院勧告の民間の統計は、現在必ずしもこういう佐渡の零細企業の給与等を考えていない。東京の大手のトヨタやNTTのボーナスとか、そういうものを計算に入れた恐らく指標を出した上で勧告しているのだと思ふのです。したがって、同僚議員からよく意見や質問が出されますけれども、佐渡市の民間の給与状態がどうなのかということ念頭に置いた佐渡市独自のこういう案を、先ほど同僚議員が言われましたように諮問委員会にかけて、その上でこういうものを決定されるべきだと思ふのですけれども、あくまで佐渡市は人事委員会の勧告に拘束されるという考え方を今後も踏襲していくのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えいたします。

拘束されるというふうな考え方は持っておりません。先ほどご質問のありました関係、特に報酬等特別審議会のあり方等についても、そういった中で検討すべきかどうかこれから考えてまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） ただいま人事院勧告について、総務課長からその話のプロセスはお聞きいただきましたが、私はこれそもそもから提案をしておる理由を含めて間違っておると実は思ふのです。提案者は、これ市長ですよね。そして、人事院勧告がどういうものであるかというプロセスは総務課長がご説明してもよろしゅうございますが、提案者である市長がどんなお考えを持っておるのか。これは当市としては通したいというお考えを持っているのか。あるいは、私は財政が逼迫しておるからこういう問題は議会にお諮りをして、了解を得られたら、これは出したくないのだとか、いわゆる市長としての独自見解というものは、この今の説明の話の中では何も見えてこない。非常に無責任きわまりない提案だと、私はこう実は思っております。ですから、人事院勧告を拘束するしないは特別、議会が頭を病む必要もないのだし、執行者もそれに拘束されるものでないと、こういう総務課長のお話であるとすれば、これはやっぱり現状をよく掌握した上で、世情をやっぱり反映した提案理由というものを市長はしなければならぬ。そして、我々にこの提案についての質疑を受けるといふ、こういうことが全く他人事のように欠けておる。どっちで

もいいものなら提案してくる必要ない。まさに竹内さんが言うように、今のままならやみ夜に乗じて我々がお手盛りでうまくこれを通した上でうまみを議会は味わいたいのではないかという気取りをされてもいたし方ない。したがって、市長にお聞きしますが、この問題を市長は提案するという政策上の覚悟の中で、これはどうしたいのか、どうすべきであったのか、市長個人のまずご意見を聞かせてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 一つ反省しなければいかんのは、竹内議員が言われたように、報酬等につきましては、先ほど申し上げたように審議会の審議を今後検討しなければいかんだろうと。もう一つは、今まで例えば職員については今回0.36下げているわけです。人勧の勧告にすべて従わなければいかんということはないのですが、今までの慣例として、ベクトルとしては下の方へ下げるという大きな流れの中でやったことでありまして、そういう意味では職員は0.3%給与が下がるわけでございまして、その中の一つとして、特別職について、あるいは議会議員については、その中で職員も当然その手当については同じだけ上がるわけでありまして、それをそのまま職員と同じような適用を慣例どおりにやったということで、先ほど申し上げたように、もう一度言いますけれども、審議会の議を経なかったということについては、今後周辺見渡して、反省すべきところは反省しながらやらせていただきたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 報酬審議会等というその言葉にこだわっておいでのございですが、これは3月へいってお決めになっても、さかのぼってやろうと思えばやれるわけです。したがって、私は申し上げたいのは、いわゆる人事院勧告等のにしきの御旗のようなことを言われてきて、そしてそれで、では報酬を慌てて考えようか、上げようかというような市長の提案であっては、これはまずいのではないかと。これは、竹内さんが言わんとするのはそこだと思うのです。いわゆる議を経たということ、市民権を得たというやっぱり提案でなければならぬと、私はこう思うのです。したがって、勇気を持って、財政事情を考えたときに、この人事院勧告もこういった時期で折にふれて議会にお願いしなければならぬけれども、実は私はこれについては通してもらいたくないというようなことは言いにくいでしょうけれども、財政事情を考えると、なかなかこれを今報酬審議会を即つくって提案を申し上げて、そしてご審議いただくということには少し踏み切りにくいのだというようなことを、市長はまずもって勇気を持って私は発言しなければならぬと思う。この今回の補正見たって、いわゆる佐渡市の57億の税収の中で、職員給料だけでとにかく110億近いものが必要になるわけです。そういったことを考えたときに、世間の皆さんがこれをまともに受けて理解して、議員報酬を決めたときは、議員は60人もおるのだから安うすればいいと。しかし、市長は10人おったのを1人にするのだから、過激な激務だから高うしてやればいいということをもとにして決まってきた報酬です。しかし、それとてこれは市民権が得られておるかどうかということは、私は非常に問題があるかと思うのですが、そこにわずか0.03ですか、ものをアップするというで議会在また袋だたきに遭うなんてことが、果たして今時艱としてやるべきことかどうかということに対してのやっぱり市長からのご説明がない。だから、私は市長のお考えをお聞かせいただきたい。本音を聞かせてくれと、こう質問を申し上げておるのです。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） お答えします。

いずれにしても、我々の特別職につきましては報酬審議会を開催してご検討いただかなければいかんわけですので、時期を見て、当然これで合併後2年たつわけでございますので、一定の時期に報酬審議会の審議を経て、我々の報酬や、あるいはその他「等」ですから、その他が適正かどうかのご審議を賜っていくことにするつもりでございます。今回ぜひお認めいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第244号についての質疑を終結いたします。

議案第245号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第245号の質疑を終結いたします。

議案第246号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第246号の質疑を終結いたします。

次に、議案第247号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これは、わかりやすく言うと病院に関する、病院長の給料等に関するものでございますが、私はこの引き上げ幅というのは、今ここでこの問題を抜き出して議論することはないのですが、ここで明らかになった事実としては、相川病院と両津病院長の給料月額の違いがある。これは歴史があることで、私もわからぬではないのです。一部両津病院の場合は手当等で措置しておるといふ経過も私は承知しておるのですが、この給与の月額というのが両津病院長と相川病院長ではどういう金額の変更が生ずるのか、ちょっと具体的に教えていただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

給料月額についても、一般職の職員と同じように0.03%に相当する金額の引き下げということで提案をさせてもらっております。両津病院長につきましては、改正前でございますが、66万2,000円、それから相川病院の病院長の給料月額でございますが、改正前は99万4,500円というものであります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 加賀質問に関連をいたすわけですが、歴史があるということでありましたけれども、合併というスタートのラインを一緒にした時点で、本来はこの報酬格差というものをできるだけ調整

をして問題がないようにしておくべきであったのではなかろうかなと、私はこう実は思うのですが、そこでどこの国であろうと県であろうと自治体を眺めたときに、行政区を眺めたときに、その長より出先の院長が報酬が高いというようなことは、これは東大病院の院長でも内閣総理大臣より報酬が高いということはありません。新潟県でも、恐らく知事の報酬より県立病院の院長の報酬が高いということは私はないと思う。そこで、いつまでこれをこうしておくのか。そのために、竹内さんが言ったように、いわゆる報酬等審議会というものが事前になければならぬ。そこで、こういったことをやはり調整できるという行政努力をやってきて我々に提案しなければならぬ。そういうことがやっぱり一番欠落して問題があると私は思うのです。高野市長の報酬を、何も今でも私は多いぐらいと思っておるのだけれども、さらに上げてやれなんていうおべんちゃらを言うつもりはありません。ですが、両病院長といっても、両津病院が手当等で調整してどういうことになっておるのか私はわかりませんが、その段階で相川病院とどれだけの差があるかわかりませんが、相川病院の院長が100万に近いようなこういう報酬で、佐渡市の市長がいわゆる90万に届かないというような報酬でいいのかどうか。やっぱり私はそういったことも行政の中できちりした物差しで今後判断していかないと、これは医者に来るのが困難だし、あるいは名医だし、特別給料を上げるのだというような報酬査定では私はいかんとする。そのために、私も一日も早い報酬等審議会を開いた上でこういった調整をやって、成案という格好で議会に提案をしていただきたいと思いますが、重ねてお聞きをいたしますが、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

病院長の給料の関係につきましては、合併する以前からもこの問題について協議を重ねてきた経過があります。なかなか一致点を見出せないというところから、これは過去の経過等もあったわけではありますが、いろんな形の中で、手当等の中で均衡を保つようにということで今現在はおるわけではありますが、いつまでもこのままの状態がいいということではありませんし、段階的にこの問題については一致点を見出せるようにこれから努力をしていきたいというところで考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 報酬等審議会、市長の諮問によって答申をしてくると、こういう制度ですので、これはその過程は今の総務課長の説明でいいですが、私はこれはやっぱり市長が答えなければならぬ問題だと、こう思うのです。そこで、ぜひ市長にお聞かせをいただきたいのは、報酬審議会にそれはこういう白紙でいつも任せておるのだというようなことを言って逃げる首長も今まで10カ町村の中には何人かお見受けをしてきましたけれども、やはり財政がこれだけ厳しく逼迫しておったら、こういったことのまず隗より始めではないですけれども、頭の方からきちりしたやっぱり是正をしない、下の弱い者だけ言うならば引き下げをするのだというようなことでは職員のいわゆる労働ということに対する今後の励みも私は影響してくると、こう思うのです。そういうことで、早急に私はこれは竹内議員の話ではありませんけれども、報酬審議会を開くべきだ。そして、その報酬審議会のメンバーも、開いておらぬわけですから、まだ人選はできていないかと思うのですが、そういったことをすぐ念頭に入れて、3月の議会にこれをもう一回再提案し直すとか、そういうことで私はいいのではないかと。これは、特別今通さなければならぬということではないと思う。通すと即これは今期の12月のボーナスにどういう格好としてあらわれます

か。これは施行日が4月1日からということにすれば、別段それは問題ありませんけれども、その施行の日によっては影響してくるということも考えられるわけですが、住民感情、市民感情というものは、そういったことで非常に神経を皆さんがとがらせて、世の中の景気が悪いだけに厳しい目を持っております。

そこで、もう一度念を押すのですが、市長はこれを含めて、今度の諮問委員会に答申をするときには、今の問題も含めて即議題にするというお考えはあるのかどうか。それから、近々に3月議会へいく前に報酬審議会を開いて、そして審議委員を決めてというようなお考えはお持ちかどうか。これは極力是正をしなければならぬと私は思うし、首長より末端の、いかに最高学府を出てきたか知らぬけれども、この院長の報酬等についても私はしかるべき見識を市長に持っていただきたいということで質問いたしますが、お願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ご提案いただきまして、ありがとうございます。できるだけ検討、諸事判断しまして、開くかどうかも含めて早速検討はいたします。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） ほかに質疑ありませんので、議案第247号の質疑を終結いたします。

議案第248号 平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についての質疑を許します。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） ちょっとお尋ねするが、これ補正予算ですから、これだけのボリュームがあるわけですね。これは、まず一括質疑ということでよろしいかどうかということ、よろしいかというよりは、議長が一括質疑でやってくれというふう具体的に議場に諮るのかどうか。あるいは、議長の指揮として一括質疑だと、こういうふうにおっしゃったというふう理解すればよろしいと。それによって質疑の仕方が全然違ってくるので、改めてお聞きしておくわけです。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

歳入歳出一括で質疑をお願いいたします。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それではお尋ねをいたしますが、これは全般的にわたる問題でございますが、まず職員の給与の改定というのが主なものであります。

そこでお尋ねをしたい。何で職員の勤勉手当というのだけが上がるような仕掛けになっておる、期末手当というのは引き下がることになっておる。勤勉手当だけが上がると、こうなっておる。何でそういうことになっておるのかという根拠、それをまず明らかにしていただきたいということが1点。

次に、議会のところでお聞きしますが、今ほど議論されておるところが特別職の報酬等については審議会を経なければならないという一項があるので、そのことが議論されておるわけです。そこで、これが条例がもし否決されるというようなことになったときは、11ページで質問していますので、皆さん11ページ見ていただきたいのですが、この議員期末手当増と91万7,000円というの、これは一体どう処理されるのだかということが1点です。これを聞いておきたい。通らないのだから、執行できぬということで、単純にそうなるわけなのですが、そうすると予算のけつが合わないということになってまいるわけですから、きょう一日だということでございますので、特別にこういう質疑の仕方をしておるわけです。

次に問題なのは、問題ではありませんが、税に対する取り過ぎの還付と申しますか、返済と申しますか、これがあるのですが、これについて具体的にご説明を願いたい。

以上3点について、まずお尋ねをしておきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

まず第1点目の質問であります。今回、手当の部分なぜ勤労手当というところになったのかということですが、人事院勧告の中では特別手当の格差が0.06月あるということで、0.06月の格差に対しまして、私どもの方では支給月数については0.05カ月を引き上げると申しまして、特別手当の中には期末手当と勤労手当というものがあるわけですが、その中で12月期に支給される部分の勤労手当でその部分を調整させていただこうということで、現行0.7月の支給月数であるわけですが、12月期の勤労手当につきまして、0.05引き上げまして0.75月にしたいというものであります。よろしくお願ひいたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務課長（齋藤英夫君） 済みませんでした。

2番目の質問であります。条例が否決された場合ということですが、ぜひそのようなことのないようにご理解を賜りたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

この間のときにもご説明申し上げましたけれども、総務費の徴税費の賦課徴収費の中で、23節償還金利子及び割引料というところで過誤納金還付金増ということがございます。これについては、本来非課税になる者に対して均等割を賦課したということございまして、この返還金を計上してございます。平成10年度からの返済でございますが、平成10年度分としては48万1,207円、それから平成11年度が36万697円、12年度が32万8,096円、13年度が33万6,000円、平成14年度が30万3,000円、平成15年度が37万2,000円、平成16年度が26万8,000円、合計しまして、これ加算金と合計してでございますが、244万9,000円ということでございます。

以上であります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市民課長（青木典茂君） 内訳でございますが、還付金が217万3,000円で、還付加算金が27万6,000円、合計しまして、返還金総額としまして244万9,000円でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） そこでお聞きをするのですが、税の方は何年まで確認ができたわけですか。今のは法律上でいうところの期間しか確認がされていないわけですが、実際皆さん方が作業に入った、これは前議会の全協のときに可能な限りさかのぼってみたいと。それについては、証拠書類を調査してみなければわからない。それで専決処分と言った。そんなことができるかということで議会もめたわけですが、そこで今回臨時議会をもって提案と、こういう運びになったのですが、そもそもその辺の調査の結果を明ら

かにしていただきたい。あとは委員会において審査していただければいいことですが、まずそのところをあれしてみたい。

それから総務課長、あんた言うておること違う。勤勉手当をふやすと、期末手当は下げると、こうなっているでしょう。そのうちの勤勉手当だけをふやすと、こういうふうになっておるのだが、これの根拠は何だと、こう聞いておるのです、私聞いているのは。

それならもう一つ聞くが、一体管理職手当とか扶養手当、その中に調整手当というのがあるのだが、これは一体どういう性質のものですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

特別手当、期末手当及び勤勉手当のことでありますが、これにつきましては官民格差があるということで、0.05月の引き上げというものであります。それにつきまして、12月期に支給される期末手当の中の勤勉手当で調整をしようというものでありまして、勤勉手当も期末手当の一種ということでありますので、その中で調整してまいりたいというものであります。

また、扶養手当につきましては、今回の予算の中でも、あるいは条例の中でも規定されておりますが、官民格差の中で、従来1万3,500円だったものを1万3,000円に500円の引き下げということで今回人事院勧告出されております関係上、それを尊重して500円の引き下げをしていきたいというものであります。

また、初任給調整手当、あるいは管理職手当等については、そのことについてはふれておりませんので、従前どおりの形で進んでいきたいというものであります。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答え申し上げます。

調査した段階ですと、資料が残っておるものが平成10年度までございました。時効に係る分としましては、平成10年以前になるのですが、この3年間については補てん金の支払い要項というものを制定しまして、それによって時効になったものもお支払いするというので、都合16年以前、7年度までをお支払いするというので進めております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 後は総務委員会においてしっかりと審査をしていただきたい。これは、午後の委員長質疑でさらに詳しくお聞きをしたいと思っておりますので、お願いをいたします。

それから、これは条例の中ではふれることができなかった部分なので、市長にお尋ねいたしますが、市長は先般臨時議会を前にいたしまして記者会見をいたしました。その記者会見の折に、これ私は見ていないのですが、その記者会見を見た市民から、何だと、この財政の厳しいときに議員のボーナスを100万も引き上げるとは何事かという電話をいただいた議員がこの中におる。その議員が、これは大変なことになったと、おれは何人かからこういう抗議を受けておるのだがという電話が私のところへありまして、私がそれがわかったわけなんで。今度の人勤による給与の関係の議会だという説明ですから、当然そういうことはあってしかるべしと思うのです。そのときに、九十何万、約100万ぐらいのお金が議員のボーナスとして予算措置されるところです。そのときに、市長、両助役、これの特別職もそのように報告をしたので

すか。まず、この点をちょっとお聞きしておきたい。念のため。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） お答えします。

記者会見のときにはそんな細かい数字という話ではなくて、議会の内容について説明はしましたけれども、そこまで詳細に言ったという記憶はもちろんないわけですが、資料としてこれを含む提案の金額くらいは話したことはあるかもしれませんが、今100万ふえたとか、そういう話はしておりません。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） これ所管ですので、深く掘り下げませんが、償還金のところでお願いをいたしたいのですが、23節です。先ほど加賀さんの話にありましたけれども、これいわゆる予算措置法上時効というのがありまして、それが大体5年ぐらいだということで、課長は先ほど数字のご説明をいただいたのだと思うのですが、否決された場合にはこれはどうするのだと、加賀さんそういうような話も含めて言うたと思うのですが、否決されれば、当然予算がないわけですから、これは再議にかけるといっわけにはいかんわけです。予算が通って、予算があったところにそれを自由に使用してくれというのなら市長は再議かけて自由にやれますけれども、やれないわけですが、その点について、たらという話は、これはまことに不見識ですけれども、執行者としての腹づもりとしてお聞かせをいただきたいのと、相川だけが俎上に上がっておるようですが、ほかの旧町村はこういう問題は今後一切出てこないのでしょうか。そのこともこの際お聞きしておきたいのと、相川の税務課長が何か朝ちよろちよろと見えたような気がして、何か聞いてもらいたいと思って期待して来ておるのではないかと私思うのですが、その実態をひとつお知らせいただいて、正直に何年までわかって、何年までわかるが、何年からは時効にかかって、何年以降からしかこれは還付の対象にならないのだということになるのか、努めてわかりやすくお教えをいただきたいと、こう思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

相川地区だけではないのではないかと、ほかにもあるのかということでございますが、これは文書で回答をもらっておりますが、このような地区はほかにはございません。

それから、相川地区の聞き取り調査でございますが、いつからわかっておったのかということでございますが、わかったのは17年の7月22日にわかりました。それまでは我々は知り得なかったわけでございますが、聞き取り調査をした結果によりますと、昭和47年ごろからこういう課税をしておったということがあったようでございます。それで、具体的なその内容といえますか、何でこういうことになったのかということでございますが、一つにはこれ憶測でございますが、旧相川町では営業、事業等を行っている者で人を雇っている事業者、漁業者等となっておりますが、雇用者には給料を支払っており、事業者は必要経費等でマイナス申告であっても非課税になると。それが集落徴収、納税組合の関係で、集落の人から何で親方は非課税かと思われるのが嫌であると、こんなことで均等割だけの納税をしていたというような状況であったようであります。これも推測の域を脱していないのですが、そういう聞き取り調査でございました。それで、先ほども申しましたが、時効は5年であります。だけれども、それを資料がある限りはお支

払いをするということで、平成10年度からのお支払いということにしております。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 課長におかれては、本部、それこそ最高トップでありますので、直接じかに相川のことを調査、分析をしておらぬのかと思うので、苦しい答弁であったようではありますが、この中で一つ聞き捨てならない言葉は、集落へ帰ったら、親方、何であんたが非課税対象になっておるのだということと言われたものだから、黙って払ってきたと。いわゆる親方の名誉をカバーをするようなお話のようですが、そんなものであればこれは議会で否決したって当たり前のことですね、正直言って。ただ、職員がいわゆるテクニック上で非課税対象にならなければならぬものを課税してしまったからということ救いはありますが、そこでこれはしたがって、昭和27年からなのだけれども、考えてみるとさかのぼること5年しか恐らく時効の範囲にひっかかって取れぬわけですが、できるだけそれをさらにわかるような格好で資料があるという限りでは、時効の壁を突破しても過誤納ということ認めて納税者に返済をするというような格好をおとりになるのかどうか。わかった法律範囲の5年だけで置くということと承知しておるのですが、そこら辺はどうか。

それから、なぜこの10月の27日ですか、これがそのときになってわかったのか。恐らくそろっと市の監査があるので、いろんなもろもろの資料を出さなければいかんからということで、それぞれ税務課長がいわゆる慌ててエンジンを巻いていろいろ調べていって見たらこういうのがあったと。たまたま発見者は元佐和田の職員であったと。佐和田ではこんなことやっておらぬかったと。したがって、相川これはおかしいのではないかとということで気がついたのではなかろうかと、私は個人的な推測ですが、そういうことであるとすれば、先ほど私が申し上げた過分に納めた納税者の名誉回復というようなものを本人が承知で、親方そんなものとはいうことを言われるの嫌だから、名誉を保つためにも承知合点で納めたという本人が自覚しておったら、これは払ってやる必要ないのではないですか。法律上払えということになるかしらぬけれども、議会がこれ否決しても問題にならないのではないですか。そうしたら、否決したら、たらということですが、この原資はどこからではお出しになろうとお考えなのか。

それともう一点、ほかの町村はないというような課長のお話でしたが、私は決算委員会から漏れ聞こえてくる話では、ほかの町村もあるということを知っております。だから、その現実の報告を課長は聞いていないものだから、そういう現時点での話をされたのだと思いますが、決算委員会ではとんでもない話だと。ありますよということをおっしゃっております。これは、私自分の所管委員会の中で掘り下げて追及していきたいと、こう思いますが、もしそういうことになると、課長発言が虚偽発言だと、こういうことになります。いわゆる法律上の解釈で、間違っただけ過誤納を、さらに税金を出して納めたと、本人に返したと、それはルール上のルールでやったかもしれませんが、後はないということで、もし次に出てきたということになると、調査不十分の、そして臨時会であれども議事録を通しての発言でありますから、課長の発言というのは非常に重いこととなりますが、もう一回そこら辺を思い出して思い返してみても、私は今お尋ねした3点について明快なお答えをいただきたいと、こう思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

まず1点目は、ほかの支所にはこういう事例は存在しません。

それから、先ほど非課税かと思われるということなのですが、これは納税者がそう思うという部分と、基本的には昭和25年から税法ができて、27年に均等割というものができたのですが、そのときの均等割の考え方というのが、今まで世帯にかけておったものを個人に税金をかけるということで、広く大勢から税金いただきたいと、こういうことが根底にあったようでございまして、そういう思惑を代々踏襲してきたのかなと、こんなふうに見えるのですが、基本的には税法、あるいは条例上からいっても好ましくない課税だと、そういうふうに思っております。

それともう一つは、何年までと。時効は5年でございますが、それプラス3年間、課税資料がある平成10年度からの支払いということにさせていただきたいと、そんなふうを考えております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） まず第1点、課長さん、よその町村にはないのかということについて、絶対ありませんと言うけれども、決算委員が私の隣において、ありますと、こう言っている。その言葉については、委員会で私は掘り下げます。

それから、時効の壁が5年だというものに、なぜ財政もない者がないぞでを振って3年を加算してやるのか。それは、法律にやれという決まりはないわけでしょう。なぜやるのか。これと、もう一つは、この1点は、議長にお願いして、本庁課長にも理解していただきたいのですが、相川の支所長、税務課長もおったはずですが、実態は本当に本庁課長が言うておるとの私ちょっとかみ合わぬところがあるのですが、私はこれ以上聞けません、調査の結果を発表させてください。その3点お願いして、私の最後といたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 申し上げます。大平支所長、資料をお持ち合わせでございませうか。答弁できますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答え申し上げます。

時効以外に何で支払うのかということでございませうが、やはり課税の誤りということでございませうので、資料がある間については住民税等の過誤納金の補てん要項というものを制定しまして、これは佐渡市の要項でございませうが、時効以外についてもお支払いをするということでございませう。

それから、聞き取り調査、あるいはその課税の誤り等については、今私が申し上げたことが聞き取った状況でございませうので、委員会審査の中でまたご審議いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 勤勉手当について聞きますが、課長は先ほどの答弁で期末手当の減を勤勉手当で調整するという話をしましたけれども、一般市民感覚では勤勉というのは一生懸命働いている、汗水垂らして働いた、そういう人のために、これは大変だから、市民のためにやっているから、勤勉手当を払おうというのが一般の市民感覚だと。今の課長の答弁だと、何かほとんどの人に勤勉手当を1,700人の職人になるような話ですが、この勤勉手当の性格とは何かというのが1点と、勤勉手当を受ける職員の全体の割合

は何%なのか、この2点についてお聞かせください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

先ほどの手当の関係であります。人事院勧告では特別手当という言い方をしておるのですが、その特別手当が格差が0.05カ月分あるということでありまして、我が佐渡市につきましては期末勤勉手当というものがあるわけでありまして、12月に支給される勤勉手当でその格差を是正しようということ、現行0.7月を0.75月に引き上げようとする考え方でありまして、

それともう一つ、勤勉手当が支給される職員の範囲であります。今一般会計の中の一般職に該当する職員はそれぞれの役職に応じて支給されるということでありまして、該当する職員は一般職に属する職員すべてということでありまして、支給の割合等につきましては、役職加算等という仕組み等がありまして、すべて一律というわけではありません。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） これ市民が聞いているのですよ。全員に渡すなら、勤勉なんか手当つけなくて給料の補てん分とか何とかつけなければだめですよ、こういうの。それと、きょうは出ていないけれども寒冷地手当、もう2度以上上がって寒冷地ではなくなっている部分があって、そして職員だけ寒冷地手当をもらっている。この手当の部分も、先ほど報酬等審議会がありますが、職員のその給与等についても、下げろとは私は言えないけれども、理屈に合わない手当をつけて、それで下がった分を補てんする、こんなことを市民が聞いたら怒りますよ。こういうのをやっぱり昔の感覚で、この勤勉手当で調整するなんて。この前、二、三日前の新聞見てみなさい。ずっと車を放置しておる。あの責任はどこにある。そういうことを責任ある人に対しても、今の課長の答弁だと勤勉手当をやる。給料を減額すべきです。そういうふうな査定もしないこういう給与体系というのは、昔の池田、太田ラッパの時代からのあの高度成長期の官公労と政府とがやった悪い慣習が今まで続いているのです。それを行政改革で直せということで国はやっているのですから、国は国のやり方、我が貧乏市は貧乏市のやり方で、この点も含めて基本的に勤勉手当の考え方を、市長考えなければだめです。だからそういう意味で、このことについて勤勉手当の性格は、課長はさっき答弁していないけれども、あとは委員会に任せますが、勤勉手当というのは一般の市民感覚でいう一生懸命働いた職員が気の毒だ、やってくれておる、汗水流しておる、それから市民のサービスを一生懸命やっておるという人に与えるものだと、私は議員になる前はそう思っていたのですが、その辺の性格だけ聞いて、これで終わります。あとは委員会に任せます。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） 猪股議員おっしゃることは、今の人事院勧告の中でも、この後の平成18年度に導入される勤勉手当のあり方についても、今見解が示されております。その中で、今言われましたように従来年功序列で勤務実績が反映されにくいという部分があるわけでありまして、今後の見直しの方向性といたしましては、年功重視から職種重視への給料表構造の転換。それから、昇給や勤勉手当などにおける勤務実績の反映という二つの方向性を示して見直しに今取り組んでいるというところであります。我が佐

渡市におきましても、平成18年度についてはそういった人事院勧告に沿った形で、評価制度等についても検討していく段階に来ているというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 私の所管する委員会に付託をされる問題ですけれども、今本会議で非常に重要な発言を受けました。まず、委員会で後で私が申し上げたのでは、市民の方は委員会の席はわかりませんので、本会議の席であえて申し上げさせていただきます。

さて、税金の還付、ほかの町村にはない、2回にわたって課長は答弁をされました。しからば市長、あなたは私の過去2回にわたる一般質問を何とお聞きですか。そこいらにおけるひな壇の各課長、勤勉手当にこれ関係してきますよ、いいですか。聞くところによると、ある課長が、終わったことを、旧町村のことを今さら言ってもどうのこうのというおしかりをしておるという話も聞いております。この税金の還付、過去のことでしょう、旧町村のことでしょう。赤泊にというのは、あなたがこの前の私の一般質問に対する答弁で地名を出しました。私は、その後に出してあります、いいですか。登記ができないでしょう。税金を取って、登記をしないで、相続が発生をしたから。ちゃんとあるのです、よそにも。一般質問というものをどういうふうに聞いておるのか。ただ言わせて、その日が過ぎれば、その時間が過ぎればそれでいいということで聞き流しておるのかどうなのか。もっとも市長は答弁しませんでしたね、あのとき。難しい問題だから、課長に答弁させます。そういうことであるから、こういう問題が出てくるし、担当課長も、よそにありませんというようなことを言わざるを得ない。総務課長も、何を根拠にこういうことをやって、よそにはありませんなんていう答弁をさせるのですか。一般質問をあなたは何と聞いておるのですか。いいですか。

さて、ここのところは、1回目はこれで置きますが、あとこの間の全協でこの問題ありましたね、税金の還付。新潟日報に載っていますよね。全協が10月の5日でした。10月8日の新潟日報に載っていますよね。これは見ておると思います。どうも日報に載った記事と私が全協で聞いたのと、ちょっとニュアンスが違うかなと思うのですけれども、いいですか担当課長、よく聞いてください。住民税が均等割だと、均等割の分がかけてならないものを取ったというお話でございました。均等割とはこれもう決まっていますよね、毎年。大した金額ではないのです。これ人数が多いから、380人からで約300万円だという日報の記事です。きょうののを見ますと、税金の還付、いわゆる5年分が217万3,000円、それから税外収入等の還付金が360万8,000円、五百七十何万が、これ全額がそうかどうかはわかりませんが、今回計上されております。ところが、還付加算金がありますね。均等割程度の金額に還付加算金がつくかどうか、計算の根拠も、後でいいですから、示していただきたいと思ひますし、税外収入等の還付については、私が一般質問で言っておる、赤泊にもあるのだから、これは直ちに調べて、きちっと処置をしてもらわなければならない。いいですか。この新聞記事だと、72年ごろから誤った課税が行われた可能性もあるという。私日本人なので、西暦何年と言われてもわからないので、調べてみたら昭和33年ですよ。いいですか。私のところは、昭和59年に工事が着工して、平成元年に完成をしております。道路になっておりました。その後で名寄せ帳を調べてみたら、道路になって皆さんから使ってもらっておるところに固定資産税がかかっておったのです。いいですか。行政が取得をして、自分で取得をして、自分が課税をする、そんなでたらめな行政ってありますか。これは佐渡市がやったことではないから、まあしようがないでしょう、そのこ

とは。でも、相川のこれが出てくるのであれば、当然赤泊のそれも出てきてしかるべきことなのです。もう一回言います。一般質問を何とお聞きいただいたか。そのことを確たる責任のある方から明確にご答弁いただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

私が答弁したのは、あくまでも住民税の非課税になる者に対して均等割を上げたというこういう事例について、各支所に調査して、その結果同じような事例はないということで答弁したものでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 一般質問をしたことに対する責任ある答弁がないでしょう。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

今の問題については、確かに肥田議員、一般質問等でご案内しておりましたが、関連があるということになりますと大変広範囲にわたってのことも関係いたしますので、しかし今回の場合には償還金利子等の関係でございまして、過誤納に対する質疑でございますので、その点に対してのご質疑を今要請しておるわけでございます。

肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） いいですか。12、13ページ見てください。税外収入等、これ住民税だけではないでしょう。この文言は。取り過ぎたものを返すのだということでしょう。いいですか。今担当課長は、住民税だけなのだとおっしゃった。あとの税金は取り過ぎても関係ないよという佐渡市の姿勢なのですか。調べる気も何にもないのですか。今関係者聞いていますよ、うちの方でも。いいですか。この後これだけりがつくのですか。済んだことを、旧町村のことをとやかく言うてという課長がいるそうでございます。言語道断でしょう。そういう姿勢で市政をやってきたら大変なことになるのではないですか。重ねて市長の答弁を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ただいまの件は相川の問題なので、課長もそういうふうにお答えしたわけですが、けれども、以前の赤泊の件につきましては、当時あのとときも私急だったので、よく理解できなかったのですが、よく調べて後ほどお返事するということにさせていただきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 何か上手にくるくる、くるくと皆さんお逃げになっておるようで、その辺のテクニックは大したものだなと感服つかまつります。あとは所管の委員会で徹底追及をさせていただきます。終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第248号の質疑を終結いたします。

次に、議案第249号 平成17年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑を終結いたします。

議案第249号の質疑を終わります。

議案第250号 平成17年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第250号の質疑を終結いたします。

議案第251号 平成17年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第251号の質疑を終結いたします。

議案第252号 平成17年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第252号の質疑を終結いたします。

議案第253号 平成17年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第253号の質疑を終結いたします。

議案第254号 平成17年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第254号の質疑を終結いたします。

議案第255号 平成17年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第255号の質疑を終結いたします。

議案第256号 平成17年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第256号の質疑を終結いたします。

以上で議案に対する質疑は終わりました。

ただいま議題となっております議案第244号から議案第256号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

暫時休憩します。

午前 11時39分 休憩

午後 4時26分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

- 議長（浜口鶴蔵君） 会議の途中ではありますが、あらかじめ申し上げます。
本日の会議時間は、議事の都合により延長いたします。
-

- 議長（浜口鶴蔵君） ここで暫時休憩します。
午後 4時26分 休憩
-

午後 5時31分 再開

- 議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
これより総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。
葛西総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 葛西博之君登壇〕

- 総務文教常任委員長（葛西博之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第244号 佐渡市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第245号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上2議案は、平成17年度人事院勧告により国の指定職職員の期末特別手当が改定されたことに準じ、本市の議員及び特別職の職員の期末手当に関する条例の一部を改正し、本年12月期の期末手当の支給月数を0.05カ月分引き上げ、年間期末手当支給月数を現行の3.3カ月から3.35カ月に引き上げるというものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

議案第246号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成17年度人事院勧告により国の指定職職員の期末特別手当が改定されたことに準じ、本市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正するもので、その改正内容は本年12月期の期末手当の支給月数を0.05カ月分引き上げ、年間期末手当支給月数を現行の3.3カ月から3.35カ月に引き上げるというものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第247号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成17年度人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が可決、成立したことに準じ、本市職員の給与改定を行うため、佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。その主な改正内容は、12月1日から一般職の職員の給料月額を平均0.3%引き下げること、給料表の改正と配偶者手当の額を現行の1万3,500円から1万3,000円に引き下げること及び民間の支給割合との均衡を図るため、12月期の勤勉手当の支給月数を0.05カ月分引き上げることであり、加えて本年12月期の期末手当において、本年4月から11月までの給料、期末勤勉手当等の官民格差相当分0.36%を解消さ

せるため、所要の減額調整措置を講ずることとあります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第248号 平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ229万1,000円を追加し、予算総額を515億4,763万1,000円とするものであります。その主なものは、国家公務員の給与の改定に準じて、本市職員の給与改定を行うことに伴う人件費の補正と相川地区の住民税均等割に係る過誤納還付金及び税外収入等返還金の補正を行うものであります。歳出における目的別の主な構成は、議会費88万3,000円の増、総務費523万8,000円の増、民生費102万5,000円の減、消防費98万4,000円の減、その他であり、一方その充当財源として、歳入において地方交付税229万1,000円を措置するものであります。審査の結果、次の意見を付して可決すべきものとして決定しました。

意見。合併前の相川町住民税均等割に係る課税誤り分の返還金の補正措置がなされているが、今後二度とあってはならないことでもあるが、このような事態に備えて法定時効を超える部分についてはあらかじめ一定の返還基準を定めておくべきである。また、返還する歳出予算科目についてもより適切に措置されるよう指摘する。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

金光英晴君。

○38番（金光英晴君） 質疑にもありましたが、今ほど委員長の意見がついておりましたけれども、合併前の相川町における住民税均等割に係る課税誤りの件についてで2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず1点は、意見にも付されておりますけれども、歳出科目について適切な処理をされるよう指摘しておりますが、これについてどのような問題があったのか、そしてどのような議論があったのか、まず1点目お尋ねいたします。

次に2点目は、意見にもございますように、一定の返還基準を定めるべきだという指摘をなされております。具体的にはどのような議論がされたのか、議論の内容についてお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

葛西総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） ご質問にお答えをさせていただきます。

旧相川町の均等割過誤納還付金についてでございますけれども、予算計上を見ますと、23節というところで一括して時効に係る分と係らない分が計上されておるわけでありまして。このことのご指摘かと思っておりますけれども、確認をいたしましたところ、予算執行をすることは可能である。しかしながら、この計上については大変問題があるというふうなことがございました。しかしながら、委員会審査本日1日限りの議会の中で、私ども何とか上げたいというふうなことで、大変苦勞いたしましたけれども、今後また検討をいただき、正しい措置を講じていただきたいというふうな先ほど述べた意見をつけまして、原案どおり可決ということで委員会の意見の一致を見たというところであります。

また、一定の返還基準について具体的にどのような議論がなされたのかということにつきましても、議

員の中から新潟市の例等を示しまして、5年間の時効、それ以前の5年間についても補てん、さらには10年さかのぼれば領収書があれば返還できる、そういったルールを持っている、しっかりしたルールづくりをしているところがあります。したがって、佐渡市もそのようなことを勉強しながら、今後しっかりしたルールづくりをなささいという意見をつけさせていただいて、原案どおりの可決ということでもあります。

○議長（浜口鶴蔵君） 2回目の質疑を許します。

金光英晴君。

○38番（金光英晴君） 今ほど一定のルールについてご答弁がありましたけれども、今回佐渡市の場合は、その一定のルール、佐渡市におけるルールというものがない中で、時効を超えて返還、補てんと言うのですか、返還と言うのですか、されることについては問題なかったのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

葛西総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 今回確かにルールがない中での時効を超えての返還ということが上程されたわけでございますけれども、そのことに関しまして執行部、担当課長の方は、地方自治法に基づき資料を精査した結果、3年間分の資料が確認できたので、それを返還したいということで、それを了いたしました。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 通告の第1番は、下の方からであります。議員に関する本案の、本案というのは議案第244号でございますが、本案を継続審議とした根拠についてお尋ねしたい。これは重要なことなのでございまして、先ほど冒頭、冒頭というのは朝の本会議のときですが、そこで出た報酬等審議会にかけてというのは論拠としてきちっとしておく必要があるということで私はお尋ねする。したがって、いかなる根拠に基づいてこれを継続審査としたのか、この1点についてお尋ねするものでございます。

それから、議案第244号、議案第245号、246号、これは通常特別委員という代物でございまして、つまり特別職という範疇に入るもので、したがって市民も議会も一般的には市長、助役、議会、それから教育長というのは特別職というふうに認識をしておるわけでございますが、いかなる理由によって246号は継続審査としなかったのか、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 加賀議員にお答えをいたします。

本日午前の本会議におきまして、報酬等審議会における審査も経ないで人事院勧告に基づいて提案された本議案に対する非常に厳しいご意見があったということを踏まえまして、総務文教常任委員会の審査を進めました。そういった中で、やはりそのご意見を尊重し、また全員一致でそういった意見に賛同をしまして、そのような対応を執行部がするものと信じ、継続審査とし、今後の対応を見守りたいというふうなことであります。

また、教育長の給与に関しましては、特別職の報酬等審議会には該当しないというふうなことで、一般職と同様に人事院勧告に基づいて改定をすることに対しては了とするという意見の一致を見ましたので、

このようなご報告といたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 2回目の質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これは重要なところでございますので、きちっと申し上げておきたい。もし総務常任委員会が知らないということになれば、これは大変なことなので、申し上げますけれども、私どもは観念的にお手盛りだとか、あるいは職員の給与が下がる中で議員の報酬は下がらない、なのに期末手当だけは上がる、そういう批判を避けたいというような狭い意味で、私はこれは継続審査とすべしと言うつもりではないので、そこで具体的にお尋ねをいたしますが、平成11年4月21日付、自治財第20号、自治事務次官通達というのがありますが、これはご存じですか。これは、議員に関する問題についての規定であると。規定というよりは通達であります。

それから、教育長というのは、ややもすると一般職に準ずるといふ部分があるのでございますけれども、今収入役というのはおりませんが、収入役が存在するときは、あれは労働者に属する。したがって、例えば市長、助役に事故があつて、これを退職する等の事故があつても、収入役はそれに従わなくともいいという部分です。その限りでは何となく労働者に属するのだと、特別職ではないのだというような認識を持ちがちですが、そうではない。したがって、これは教育長だけが継続審査にならぬというのは、これはその処理を受けた教育長としてもまことに迷惑千万ではないかなと、こういうふうに思うのですが、これについては先ほどの委員長の答弁どおり、これは一般職に準ずるものであるから、これは継続審査としなかつたというこれだけにとどまつたのか、踏み込んで、なおこういう理由があるから、これだけは通したというのか、2回目の質疑でございますが、説明を願いたい。

以上。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 先ほど問い合わせのその通達については、定かに承知はしておりません。ただ、この議員の報酬、期末手当につきましては、厳しい逼迫した財政を議論している中で、市民の受けとめ方も十分しんしゃくし、議会としての意思決定をしなければならないと。そういった判断の中に報酬等審議会あるいは第三者機関、そういったもので十分ご意見を拝聴し、議会としての意思決定をすべきであるということでの継続審査のお願いであります。

教育長につきましては、先ほど加賀議員おっしゃつたとおり一般職に準じるといふ説明にとどめまして、原案どおり可決ということで委員会の意見の集約を図りました。

○議長（浜口鶴蔵君） 3回目の質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これは今後の規範となる部分でございますので、よくひとつ議場の皆さんも執行側の皆さん方もお聞き取りを願いたい。平成11年4月21日付の自治省事務次官通達というのは、議員の報酬、期末手当、それから市長、助役等の退職金等に及んで通達を出したものでございます。議員のことについて限って申し上げればこういうふうになっているのです。期末手当及び退職金等は、住民の理解が得られるよう措置をしておくことと、こうなっている。つまり私ども朝から議論しておりまして、お手盛りだと

か何だとかという住民からの非難を受けないように、報酬等は審議会にかけて、その議を経て決定することと、こう主張しておりますけれども、それはまさに感情的なものではなくて、事務次官通達の中に明快に指摘されていることなのです。住民の誤解を招かないようにあらかじめ措置しておくこととということがこの通達番号で明らかになっておると。私がきょう最終的な委員長質疑で明らかにしておきたいのはこの部分である。今後佐渡市がこの種のを扱うときに、必ずこのきょうの議事録が私は一つの根拠になってくるだろう。したがって、もう一回この通達番号を申し上げまして、皆さん方からご理解を賜りたいのは、平成11年4月21日、自治財第20号、自治事務次官通達、これがある。これが根拠でございますので、この継続審査にした意味も法的根拠として一層鮮明になっておるわけでございますから、この継続審査の過程で市長は適当な措置をとって再び議会に提案をするということが大事であるということ根拠を持って明らかにして、私の質疑を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

熊谷厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長 熊谷 実君登壇〕

○厚生常任委員長（熊谷 実君） 委員会報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第249号 平成17年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本案は、人事院勧告に基づく給与改定により、歳入歳出それぞれ7,000円を追加し、予算総額を62億7,336万4,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第250号 平成17年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第3号）について。本案は、人事院勧告に基づく給与改定により、歳入歳出それぞれ2万6,000円を減額し、予算総額を92億4,147万3,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第251号 平成17年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、人事院勧告に基づく給与改定により、歳入歳出それぞれ6万1,000円を減額し、予算総額を52億6,969万2,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第254号 平成17年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本案は、人事院勧告に基づく給与改定により、歳出予算において人件費を25万1,000円減額し、同額を予備費において増とす

るものであり、予算総額は4億7,275万5,000円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第255号 平成17年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本案は、人事院勧告に基づく給与改定により、収益的支出において人件費を44万7,000円減額し、累計予算額を32億3,064万9,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

佐藤孝建設常任委員長。

〔建設常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○建設常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第252号 平成17年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について。本案は、人事院勧告に基づく給与改定等により、歳入歳出それぞれ6万9,000円を減額し、予算総額を25億5,077万円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第253号 平成17年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本案は、人事院勧告に基づく給与改定等により、歳入歳出それぞれ11万4,000円を減額し、予算総額を67億3,330万4,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第256号 平成17年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について。本案は、人事院勧告に基づく給与改定等により、収益的支出の予定額8万2,000円を減額し、水道事業費用の総額を12億3,068万7,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより建設常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は、委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第4 議案第257号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第4、議案第257号 平成16年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第257号をご説明申し上げます。

平成16年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成16年度佐渡市一般会計及び各特別会計における歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第257号の質疑に入ります。

一般会計については歳入歳出ごとに、特別会計については一括で質疑を行います。

それでは、平成16年度佐渡市一般会計歳入歳出決算について、歳入に関する質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、2点ほどお尋ねしておきます。

まず、12ページの市税の不納欠損及び収入未済額のことについてお聞きをしておきます。まず、市税の不納欠損の3,918万1,972円のうち、そのほとんどが固定資産税であると、3,252万3,243円であるが、これは16年度の特徴として、どういうことによる固定資産税の不納欠損処理かということでございます。

次に、未済額の2億2,361万1,054円というのは、滞納繰り越し処分というものが5,796万5,158円あるわけでありすけれども、これはいつごろになると不納欠損処理というところに回るようになっておるのか、この点の説明を願いたいということが1点であります。

2点目は、私は昨年度の決算特別委員長をやらさせていただいた者として、これは指摘をしてまいったところでございますが、今回そのところが直っていないということでお尋ねをします。ページで申し上げます。代表的なのを申し上げます。22ページ、この国庫支出金というのが3億6,341万4,000円ということでございますが、これともう一つは下の民生費国庫負担金1,968万7,000円と見受けられますが、これは必ず備考欄に指摘をなさいと、表示をなさいと、こう言っておる。私が言ったのです。1枚めくって24ページを見てまいりますと、この国庫補助金に至っては何と、いいですか、24ページの下の方に国庫

補助金というのがあるでしょう。これが2億8,487万5,000円と、こういう大きな収入未済額が載っているわけです。これは国の金だから、税の滞納というのとはわけが違うのです。だから、こういうものについては、これだけのスペースがあるのですから、そこへちゃんと、これは何による収入未済額かということはきちっと表示してしかるべしと、表示しなさいと指摘したのがなされていない。内容の説明と同時に今後どうされるかということについてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

まず、国庫支出金等の関係で、22ページから23ページ、24ページにかけましての内容であります。この収入未済額につきましては、繰越明許費の繰り越し事業に係る未収入特定財源であります。議員ご指摘のように、国庫支出金としてのトータルでは3億6,341万4,000円ということですが、それぞれ負担金、補助金等に分かれて事業の部分がありますので、24ページ等においても未済額はそうした部分であります。

まず、22ページの1,968万7,000円の部分ですが、これにつきましては24ページの上のところに同額の数字が載っております。これは継続費の通次繰り越し分でありまして、その次の教育費の国庫負担金ですが、これも2,029万6,000円、継続費の部分であります。それから、その下の、一つ飛びまして2,428万4,000円、これは繰越明許費の部分であります。その下の1,427万2,000円につきましても繰越明許費の部分であります。これらの部分につきましては、国、あるいは県のところにもありますが、収入未済という形で翌年度の繰り越し事業としてのってくるものであります。今後の取り扱いですが、これについては議員ご指摘のように、この額がどういうものかわかりづらいということですので、これについては備考欄に記載をするようにしていきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

不納欠損額でございますが、ほとんどが固定資産税の滞納繰り越しという形になりますが、この部分については、一応原則として5年間の時効になったものについて不納欠損していくわけでございますが、やはり不況といいますか、そういう関係で滞納が出て、それが不納欠損に立ち至るといような状況が見えております。新年度17年度については、できる限りそういうものについても督促をしてその回収に当たるというふうにして現在はやっております。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 私は、そういうことを聞いておるのではないのです。不納欠損額は、欠損総額に対して固定資産税の不納欠損というのが60%以上、70%ぐらいに達しておるだろうと。そもそも固定資産税という場合は、一般のものというのは余り少ないので、不納欠損になるには、例えばホテルが倒産したとか、そういうことが大きい意味を持つのではないか。それは、佐渡市の経済に一定の影響を及ぼすということから、私がこの不納欠損としたものの内容はということなのだという意味を込めて聞いているわけです。あわせて、私は備考欄にあります2億2,361万1,054円のうち、滞納繰り越しをしておる未済額、こ

れが5,796万5,158円あるが、これが一体どういう性格を持っておるのかというのは、やがて不納欠損に化けるほどの滞納繰り越しなのかどうなのか。つまりだんだん5年間に近づいておるぞというものなのかどうかということをお聞きしておる。だから、簡単にお答え願えばいいのです。この部分も固定資産にかかわる部分ですから、だからそういう意味で聞いておるので、私も時間の関係でこれで質疑終わりたいので、明快にひとつお答え願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、そういう倒産等が発生しておるということでございますし、それから不納欠損に移る金ではないかということですが、これもご指摘のとおりでございます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 一般会計決算の歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成16年度佐渡市一般会計歳入歳出決算についての質疑を終結いたします。

次に、平成16年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成16年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての質疑を終結いたします。

次に、平成16年度佐渡市老人保健特別会計歳入歳出決算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成16年度佐渡市老人保健特別会計歳入歳出決算についての質疑を終結いたします。

次に、平成16年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成16年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算についての質疑を終結いたします。

平成16年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成16年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算についての質疑を終結いたします。

次に、平成16年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成16年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算についての質疑を終結いたします。

平成16年度佐渡市土地取得特別会計歳入歳出決算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成16年度佐渡市土地取得特別会計歳入歳出決算についての質疑を終結いたします。

平成16年度佐渡市宅地造成特別会計歳入歳出決算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成16年度佐渡市宅地造成特別会計歳入歳出決算についての質疑を終結いたします。

平成16年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成16年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算についての質疑を終結いたします。

平成16年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成16年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算についての質疑を終結いたします。

次に、平成16年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成16年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算についての質疑を終結いたします。

平成16年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成16年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算についての質疑を終結いたします。

平成16年度佐渡市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成16年度佐渡市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算についての質疑を終結いたします。

平成16年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成16年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算についての質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第257号については、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、本案については閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成17年第5回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 6時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成17年11月15日

議 長 浜 口 鶴 蔵

署 名 議 員 白 木 優

署 名 議 員 熊 谷 実